

平成28年度 第1回宮城県農村振興施策検討委員会

開催日時：平成28年7月7日（木）

開催場所：登米市新田公民館会議室

議 事 録

宮城県農林水産部農村振興課

「平成28年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会」

司会（高橋技術副参事）：現地調査の方ご苦労様でした。これより平成28年度第1回施策検討委員会を開催いたします。はじめに宮城県農林水産部農村振興課 佐々木技術参事兼課長より挨拶申し上げます。

佐々木課長：改めましてこんにちは。農村振興課の佐々木と申します。今日は委員の皆様には大変お忙しいところ、一日がかりの検討委員会ということで出席を頂きまして、本当にありがとうございます。また、日頃から本県の農村の振興の推進にご指導やご助言を賜り、本当に厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、前回の検討委員会から新しく委員に就任された方もおりますので、今年度第1回目は現地の調査を実施するという事にしておりました。おかげさまで、予定どおり実施することが出来まして、現地において対応して頂いた皆様方には本当に感謝を申し上げたいと思います。

委員の皆様には、東松島市の関係からここ登米の離れた距離を移動して頂きまして、本当にお疲れ様でございました。宮城県では、中山間地域等直接支払などの3事業の実施状況の観点から、このような行程になったということがございますので、ご了承願いたいと思います。

これから意見交換会に入るわけですが、先程現地調査して頂きました多面的機能支払に取り組んでいる「新田北部保全隊広域協定」の関係の皆様から話題を提供して頂きまして、委員の皆様にはご意見ご助言等賜れば幸いですと思っております。

最後になりますけども、本日の委員会が本県の農村の振興に関係する施策の検討として、ますます活性化することに役立てることを祈念いたしまして、簡単ではございますが私からの挨拶と致します。本日はどうぞよろしくお願い致します。

司会（高橋技術副参事）：ありがとうございました。はじめに意見交換に出席の方々及び県の事務局を紹介致します。先程説明させて頂きました多面的機能支払の「新田北部保全隊広域協定」の代表の高橋様でございます。

新田北部 高橋会長：よろしくお願い致します。

司会（高橋技術副参事）：新田土地改良区の三浦様でございます。

土地改良区 三浦：よろしくお願い致します。

司会（高橋技術副参事）：今日は中山間の現場からずっと対応してもらいました登米市の農村整備課課長の可野様でございます。

登米市 可野課長：可野です。よろしくお願い致します。

司会（高橋技術副参事）：課長補佐の加藤様でございます。

登米市 加藤課長補佐：加藤です。よろしくお願い致します。

司会（高橋技術副参事）：佐々木様でございます。

登米市 佐々木主査：担当者の佐々木でございます。よろしくお願い致します。

司会（高橋技術副参事）：県の方の事務局ご紹介致します。先程挨拶して頂きました佐々木技術参事兼課長でございます。

佐々木課長：よろしくどうぞよろしくお願い致します。

司会（高橋技術副参事）：後ろになりますけども、太田班長でございます。

太田班長：太田でございます。よろしくお願い致します。

司会（高橋技術副参事）：多面的機能支払を担当しております佐藤主任主査でございます。

佐藤主任主査：佐藤です。よろしくお願い致します。

司会（高橋技術副参事）：中山間地域等直接支払を担当しております佐藤主事でございます。

佐藤主事：佐藤です。よろしくお願い致します。

司会（高橋技術副参事）：最後に技術副参事の高橋でございます。よろしくお願い致します。

それでは本日の検討委員会につきましては、伊藤委員及び三村委員が欠席でございますけれども、本委員会の条例第五条の2により、委員の半数以上の出席で成立することになっておりますので、本委員会は成立しておりますことをご報告致します。

また、県の「情報公開条例」に基づき、本委員会は公開となりますので予めご了承願います。

なお、本委員会では、議事録作成のため、ICレコーダーにより録音して記録を作成します。本日はマイクを準備しておりませんので、発言の際は大きな声でお願いしたいと思っております。

それではこれから議事に入りますが、本委員会は条例で委員長が議長となることになっておりますので、これからは大泉委員長に議事の進行をお願いしたいと思っております。それでは大泉委員長様、挨拶

拶を含めて議事の進行をお願い致します。

大泉委員：28年度の第1回農村振興施策検討委員会になります。新メンバーで迎える第1回になります。本日はその委員の皆様、朝早くからずっと視察の方をされまして、本当にご苦勞様でございました。さらには東松島市の職員方、今日ここにいらっやいていませんがお世話になりまして、それから登米市の可野課長さんはじめお世話になりました。それで今日のディスカッションではですね、特に多面的機能支払交付金事業について話しをするということで、新田北部保全隊の運営委員会会長の高橋さんにはお忙しいところここにご臨席賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。それから土地改良区の方も今日は本当にありがとうございます。

この委員会、中山間地域での保全隊の働きと、それから中山間地域等直接支払交付金の状況、さらに今申し上げました多面的機能支払交付金の有り様について、委員の先生方のご意見を賜りたいと思っておりますが、事務局、今日は朝早くから時間との闘いですね、もしかしたらこの委員会は時間が無くなるのではないかということをお心配していた様ですが、十分時間ありそうですので忌憚のないご意見をお願いしたいと思っております。

それで論点が1つということにはなりますが、議論の取りかかりとしては新田北部の多面的機能事業に関して行いたいという事でございます。一つ時間までよろしくお願い致します。

司会（高橋技術副参事）：委員長よろしいですか。その前に前回委員会からご指摘あった点がございましたので、それを県の方から始めに説明させてもらって、その後多面的機能支払の話しをさせてもらいたいと思っております。

大泉委員：高橋専門委員からの質問があったように記憶しておりますが、もしかしたら違っているかもしれないけど。お願い致します。前回委員会の資料ですね。

司会（高橋技術副参事）：資料4の方をお開き下さい。事務局からご説明致します。

1つ目は多面的機能でございます。まず①の「データ等の提供」ですが、「「ほ場整備済み区域における多面的機能支払の取組割合はいくらなのか、それらがマッピングしているのか。」、「それに付随して上記の多面的機能支払の取組目標はどれ位の目標値を持っているのか。」、そのようなご質問がございましたので、これについて回答させて頂きたいと思っております。

マッピングにつきましては、水土里情報システムを活用しながら、要望に対して検討しました。1番最後のページの後ろのA3の資料になっております。宮城県の地図に市町村のエリアを黒の線で明示しておりますし、青い枠になっているところ、ここがほ場整備実施済み区域になっている所でございます。多面的機能支払活動の区域につきましては、ピンク色で示している所でございます。それぞれの実施エリアにつきましては、数字情報は持っていないので、あくまでも見た目上での判断しかないのですけれども、ほ場整備面積に占める多面的機能支払のカバー率は約8割位と想定しております。そういうことがまず一つでございます。

目標値についてでございますけれども、本事業は、農地中間管理事業を後押しする施策として位置づけておりますので、現実的な取組増加を見込みながら平成32年に84,000ヘクタール、農振農用地の70%のカバーを目指して実施しております。なお、水田整備率は平成27年度の実績としましては、約76,000ヘクタールでございますので、整備済み区域につきましては出来るだけ全域取り組んでいきたいという考えでおります。先程説明した通り多面的機能で8割カバーしていますので、ほぼ満遍なく事業が取り組まれているのではないかと考えているところでございます。

次に②の「事務のあり方」ということでございますけれども、「土地改良区がリーダーシップをとって本取組に関わるというのはどういうことか」ということで、事務局としても前回回答しておりましたが、対応案としましては事務を実際に受けている主な土地改良区の状況を確認しながら、その情報を改良区に提供することとし、また、個別に土地改良区と意見交換会を行うなど、できるだけ事務を受けていただくよう啓発を図っていく予定でございます。

③の「広報」についてですが、「広報のあり方について、足りない感じがする。本当に知らせたいのであればもう少し何かあるのでは」、「小学校などと連携することにより、広報というのもやりやすくなるのではないかという気がする」とご意見がありました。それにつきまして対応案としましては、子ども向けに作成した農地が持つ多面的機能のパンフレットを各活動組織で活用していただいております。これが皆様のお手元にあります「農業と農村のいろいろなはたらき」のパンフレットでのことでございます。これが子供向けとしまして27年度支援研修会の時に配布しております。今年も配布する予定にしております。あと平成27年度に新たに一般向けのパンフレットも作成しております。これにつきましては、A4版の「多面的機能支払交付金」というものでございます。中身は、農業・農村の多面的機能、制度の概要、交付金の内容など書いております。後ろの方には宮城県における取組状況といたしまして白石市さん、名取市さん、大崎市さん、栗原市さん、登米市さん、気仙沼市さんのこれまでの活動事例を紹介しております。これを元にして例えば「仙台七夕祭り」とか「みやぎまるごとフェスティバル」等のイベント等を通してPRしていく予定にしております。

2つ目は中山間地域等直接支払でございます。「多面的機能支払と重複取組をどれだけやっていくのかという方向性を示して欲しい」という意見がございました。平成27年度の中山間地域等直接支払取組面積は2,185ヘクタールでございます。そのうち約700ヘクタールで多面的機能支払と重複して取り組んでいるところでございます。特に目標設定はしておりませんが、多面的機能支払の推進は重複取組の拡大に繋がっていくものと考えているところでございます。

前回委員会の質問について今回このような対応案を作成してきました。以上でございます。

大泉委員：はい、ありがとうございます。これに対してご質問いかがでしょうか？はい。どうぞ。

高橋専門委員：①のデータ等の提供の対応案の(2)の本事業というのは何の事業を指していますか。

司会（高橋技術副参事）：：区分からは多面的機能支払というところですか。主語が抜けておりました。多面的機能支払です。

高橋専門委員：その多面的機能支払がなんで農地中間管理事業の後押しなのか。どういう関連なのか教えてもらいたい。

司会（高橋技術副参事）：まず担い手には農業に専念してもらって、多面的機能支払の共同活動で農地の草刈り等をやってもらう。担い手に農地を集約するためには中間管理機構と連携しながら取り組んでもらう。この両者が両輪のごとく上手く推進していければということで、そのような表現をさせてもらっています。

高橋専門委員：これ国の施策としてそういう位置付けしているのか。

司会（高橋技術副参事）：：しております。

高橋専門委員：ちょっと意味分からないけど。ほ場整備ならば中間管理事業と関連があるというのが分かりやすいけども、多面的機能支払と担い手云々とはどういう意味なの。一般の人が分かりやすいように説明してもらいたい。

司会（高橋技術副参事）：：担い手が農地維持，例えば草刈り，江払いとかなかなか時間が掛かるということで，担い手以外の人達及び非農業者等がみんなで活動してそこの農地の保全をしてもらって，担い手に対しましては，農業生産の方に専念してもらいたいという趣旨。

高橋専門委員：受け手と出し手という使い方をしてもらわないと，中間管理事業の担い手というと分からないですけど。

佐々木課長：担い手の部分ですね，今言っているのは。担い手がしっかり根付いてやっていけるというような。

大泉委員：中間管理機構の理事長からちょっと。

高橋専門委員：どういう解釈になるのか，高橋委員さんから。

高橋委員：中間管理事業を担当している側からこのことに関してちょっと一言。前回の時にもこういうような意見交換が先にあって，この質問もあったのですが，我々農地集積の一つの形で中間管理事業が生まれて，それはつまりこれから先も担い手として継続していけるためには，ある程度形態としてしっかりやれるような能力のある方々が生まれて，その方に実質農業の主要な部分をやってもらうということを目指しているわけですが，ただ農村社会全体でいえば農村を維持する事が必要。社会としての維

持も必要だし、それから農地そのものも水管理やら草刈りとかというのは、水管理というか水路の管理ですね、そういったことだとか草刈りだとかそういったことも含めて田んぼの生産している分以外の維持管理も含めて農業そのものはやっていかなければならないのですが、それは今まで例えば100ヘクタール100人の農家がやったのを1人の兵隊がやるとなれば、1人だけでやる田んぼ、草刈りとか水管理までとても出来ないというようなことも当然あるので、それを地域の皆さんと一緒に、非農家の方も含めてそういったこともやるというような、非常にそういうこれからの担い手となる方々にとって非常に心強い援軍にもなるし、またそれを単にその人を応援するだけではなくて、他の方々も出し手になった方々も地域社会に関わりながら地域の担い手の一つとして社会の担い手としてもやっていけるという、農業生産の面でも、それから農村社会の面でもこの2つ、中間管理事業と多面的機能支払が言わば両輪のごとくやっていけるのであれば、大変我々としても心強いし、望ましいことだなと私達も思っていますので、そういったことでこの件については大変心強く読ませて頂いております。また後押しになるものだと思っております。私の方の立場から申し上げさせて頂きました。

高橋専門委員：その意味は農業者間の話しだよな？出し手と受け手という前提は農業者ですよな？

高橋委員：そうですね。

高橋専門委員：土地持ち非農家と、農地をまとめて経営を中心にする立派な農家と、2極分化していくという話でしょうけども、その時にその集落の機能を維持するというのと、その農業者だけでやるというのではないでしょ。多面的機能支払ってというのは。複数の方々がそこに居るとというのが前提だとすると、土地持ち非農家の方もそこに住んでいるというのも前提だよな。だから必ずしも農業者間だけの話しでこういうふうなやり方というのは難しいのではない？

司会（高橋技術副参事）：：多面的機能支払は、土地持ち非農家以外の非農業者も含めてこういう活動に参加してもらっている。

高橋専門委員：委員長分かりました。要するに多面的機能支払が本事業だということね。ほ場整備ではないと。

司会（高橋技術副参事）：：はいそうですね。

大泉委員：僕もちょっとよく分からないけれども、農地中間管理事業、だからこれが連携しているというのはよく分かるのですよ。中間管理事業とそれから多面的機能が連携しているというのはそうだと思うのですよ。中間管理事業は受け手というか田んぼの受け手・担い手を中心としてその農地を集積していくわけでしょうから。そうすると保全管理は誰がやるのという話になってきたら、非農家も含めたその地域の地権者も含めた全ての人だよって。その際に多面的機能のこの事業も大切になるねという意味

で連携しているというのは良く分かるのだけどね、「農地中間管理事業を後押しする施策として位置付けられており」というのは、ここがね、いつこういう文章で出てきたのか後で、教えてくれない。農地中間管理事業を後押しする施策というとなるとちょっと違うのではないかな。

高橋専門委員：大袈裟だよな。

大泉委員：そう思っているのですね。

佐々木課長：私もちよっと発言。我々が担い手の育成を土地改良事業の中でもやっているわけですし、そういうものを後押ししていくという、この中間管理事業というよりもそういう担い手となる方々を後押ししていくという、括り的には小さな中での話しに留めるべきというか。普通は農地中間管理事業と農地整備事業との連携とか、そのような言葉で今までは使われてきておりますので、その後押しをするという表現がここでは少し大きすぎるかなというような認識で今おります。

佐々木課長：国の資料はちょっと確認しますので。それはあと我々事務局の方で確認させて下さい。

高橋専門委員：出てきているものの時代背景も違うでしょう。さっき委員長が言っているように目的も違う。それがたまたまその農地中間管理事業と今の社会的な状況からそういう言い方もあるかなとは思いますが、主義主張から言うと目的が違うものだから、後押しというのは一つの道の方向は同じということだからね。

佐々木課長：この表現については確認致しますので。

新田北部 高橋会長：ちょっとよろしいですか。私どもが実際にやっているわけですが、ちょっと極端過ぎる言い方かなと思うのです。一部後押しなら良いのですけど。私達実際現場で取り組んでいますと、丸きりは関係ないということはないので、一部という一括りという一言入れて頂ければ、皆さんなんとなく関係が分かるじゃないかと思えます。中間管理機構は農家の出し手・受け手の話しであって、多面的機能支払というのはその地域の全員の取り組みですから、土地持ち非農家とかそういうのではなくて、丸きり非農家の方も一緒にやっている事業を一色に考える話しではない。だから丸きり一つの線路で歩いているような話しになっているところがおかしいので、ですから一部負担になるというような感じに捉えて頂ければ良いのではないかと思います。

高橋委員：一部というのは、こういった事に取り組んで頂ければ農地中間管理事業、集積もより円滑にいきますねというそれ位なのですよね。これがまずあって、そういったところで中間管理事業も大変円滑にいくよねと、そういう組み合わせでこれからもいったら良いのではないかと、それ位の意味合いだろうなとは思いますが。

司会（高橋技術副参事）： : ちょっとすいません。今の記載につきましては、国の要綱の中では本文書をどのように書いているかといいますと、「担い手農家への農地集積という構造改革」という表現になっています。

高橋専門委員： : どこか見て言っているのか教えて。

司会（高橋技術副参事）： : 配布しております多面的脳支払パンフレットの2ページの2段目の1番下になっています。

大泉委員： : これはだから文章は結果としてそうなりますねという話しでき、これを手段としてやっていくという話しではない文章だよ。とにかくこれは宮城県の文章なのでしょう。

司会（高橋技術副参事）： : : そうです。

高橋専門委員： : : これがその中間管理事業だというふうに解釈したの。

司会（高橋技術副参事）： : : その箇所を言い換えました。

高橋専門委員： : : 根本的な話しの違いだ。担い手農家への農地集積という農業の構造改革だもの。一つの手法に拘ってないでしょ。

高橋専門委員： : : 農地集積というのは色んな方法論があるわけだ。換地も然りだし。色んなやり方がある中の一つの方法論として農地の中間管理事業があるのだけれども、今やっているのはある一定の所に農地を纏めていこうということの農業の構造の改革の話しを後押しするというのだから、ちょっと大きく大袈裟に考えたのでしょ。

佐々木課長： : : この表現については少し修正させていただきます。

大泉委員： : : 要するに修正ということでよろしくお願ひします。多面的機能支払は農地・水保全管理事業以来中間管理事業以前に出来た事業であって、農地中間管理事業の後押しを必ずしも目的としてないので、だからこれが目的とするとなるとすると、ちょっとそれは違うという話しになりますので、文章をちょっと書き直して頂くとありがたいですね。

他どうですかね。

高橋専門委員： : : もう一つちょっと気になる点があって、同じ2ページの下の中山間の直払いの話しなの

だけども、多面的機能との重複の話で、県の対応は特に目標設定を行っていないと。だけども、多面的機能支払の推進は重複取組の拡大に繋がっていくと考えていると言っているけども、どういうふうになればそうなるか教えてもらいたい。

司会（高橋技術副参事）：：多面的機能支払が増加していくことになれば、中山間で取り組んでいる所も重複が出てくるのだろうということです。

高橋専門委員：これも目的が違うのではないか。直接支払なのだから中間地の方はね。要するに平地との差分の補てんでしょ。行動の仕方は同じ様に見えるけども、目的が違うわけだ。

司会（高橋技術副参事）：：そうですね。今の中山間の現実的な組織の取り組みとしましては、色んな組織がございますけれども、標準的に交付金の約半分が個人の方にいって、半分の交付金が共同活動という活動しております。多面的機能支払と同じ様な活動をしています。そのような事もありますので、地域の活動を十分にやるためには中山間との取り組みだけでなく、多面的機能支払の推進の拡大に繋がっていくのではないかとということでそのように書かせてもらっています。

大泉委員：多面的支払を推進していくと中山間地であろうが、あるいは平場であろうが面積が増えるから重複が増えていくと。

司会（高橋技術副参事）：：単純に言ったらそうです。これまで宮城県としましては、重複を取り組んでなかったのです。あくまでも中山間直接支払をやれば当然共同活動もやるであろうということでしたので、宮城県としては農地・水の時代までは国が認めていましたけど、宮城県としては認めてなかった。ただ今回の多面的機能支払の新たな制度が出来ましたので、宮城県としましても重複を認めていきたいと思いますという状況でございます。

高橋専門委員：ということは増加傾向にあるという裏はとっているわけね。

司会（高橋技術副参事）：：増加といいますか、25年度までは重複はゼロだったのです。

高橋専門委員：それは今言ったから分かったけども。26年、27年、そして28年と時間が経過しているでしょ。その時に、形二つあるものを重ねても良いよと言われてから年々増えているという前提があるんですか。

司会（高橋技術副参事）：：制度が出来てからまだ3年目でございます、中山間も毎年右肩上がりに上がってきているわけではなくて、中山間直接支払自体が約2200ヘクタール規模なので。

大泉委員：横ばいだね。

高橋専門委員：今あのご承知の通り中山間は4期までいっているわけだけでも、高齢化してきて維持するのが大変だということで、制度そのものも広域化や緩和策と言ったらいいのかそういうことまでして維持してもらおうとしているわけだ。制度ではね。ただ一方では地元の声を聞くと「もうこれ以上はやれない」という高齢化が著しいからね。そういうところに増えていくという根拠が明確に伝わってこない。なんでその多面的機能支払やれば中山間の方にまでそれが増えていくと言えるのかの根拠・証拠。

司会（高橋技術副参事）：：拡大と書きましたけども、下がりはないだろうなという、急激に増加という意味ではなくて、徐々に上がってくるのかなという意味合いです。

高橋専門委員：いや一方ではだから中山間は減っていくのではないのかという心配がある中で、増えていくというのはちょっと。

司会（高橋技術副参事）：：中山間直接支払が希望としましては2200ヘクタールのイメージであって、それに今高橋専門委員さんが言っている通りですね、なかなか中山間でも維持するのが大変なのに、更にそれに多面的が加わるかというご意見も確かにあって、現実的にはそんな所もありますが、ただ積極的にそういう地区があれば後押ししていきたいという思いでここは書かせてもらっています。

大泉委員：それは思いじゃだめだよ。ちゃんとエビデンスが出てこないよ。例えば今日の沢田でね。沢田は10何名でやっていて、10何名で同じ様に多面的機能の補助金もらいたいから多面的機能やろうよという話しになって、やれるかどうかという話しだよ。そういうところは隣に石巻の農地があるのに補助金もらわないからやらないわけでしょ？ということは逆に言うと補助金もらえばもっとやるかもしれないわけだよ。だからそういう意味では多面的機能との重複が増えてくる可能性もあるけれど、あの人達本当に多面的機能やれるのかな？という話しなのだよ。やっぱり中山間地のやり方ちょっと違うから、色んな人達巻き込まなければいけないから大変なのだよ。勤め人で昼間自分達が勤めている時にばあさん達が苗作りをやっていて、ばあさん達を集めて「多面的機能やりましょう」って言ったって、たぶんやらないかもしれない。だからその思いは良いのだけど、エビデンスがあればこう書いて良いのですけど。

司会（高橋技術副参事）：そこまでの数値は持ってはいません。

大泉委員：前回の委員会の議題が長くなっていますけど、他どうですかね。どこからでも良いのですけど。先程この地図で、多面的機能支払活動は、ほ場整備実施済み区域の約8割をカバーしているといいましたか？

司会（高橋技術副参事）：：はい。

大泉委員：こっち方の文章には目標は7割って書いてあるのだけど。

司会（高橋技術副参事）：：これは農振農用地12万ヘクタールの7割という目標値です。

大泉委員：基盤整備地ではなくて。

司会（高橋技術副参事）：：はい。

大泉委員：分かりました。基盤整備済みの中での多面的機能ということで、その正確な数値は今のところ無いと。

司会（高橋技術副参事）：：そこまで正確な数字で出せないものです。

大泉委員：ちょっと地図を見て、亘理、これはあれなの？ほ場済みではない所が随分多面的のエリアなっているけど。

司会（高橋技術副参事）：：多面的機能支払の面積の括り方なのですが、ちゃんと農地だけを括れという図面になっていないのです。農地や水路とそれに付随する集落も含めて色分けしている所もありますので、そうなっております。

大泉委員：なるほど。

司会（高橋技術副参事）：：亘理町みたいに全域に赤色でなっている所もありますので、なかなかそういうところを含めると数字が正確に出せないというような。

大泉委員：じゃあ水土里情報システムを運用している土地連に「その辺はしっかりしろ」と言わなきゃいけない。

高橋専門委員：異議申し立てなんですけどもね、地図の精度の違いがあるのですよ。ほ場整備はしっかりとしたXYプロッターの地図座標系で捉えていますからね。確定測量でやっているから。そういう精度の高いものと、多面的支払のようないい加減な数値というものをオーバーラップさせるというところに問題があるわけよ。精度を同じくしないとこういうものは意味を成さないのよ。地図というのは水土里情報のシステムではないからね。あくまでもレイヤーというレベルでの地図を入れる座標系のしっかりとしたデータであるかないかの違いだから。

大泉委員：なるほど。そうすると宅地が入っているのだね。

司会（高橋技術副参事）：：そうです。

大泉委員：そうするとこのデータから赤は何ヘクタールになるかと拾っても意味は無いな。

司会（高橋技術副参事）：：イメージ的にこういう感じだと思ってもらえればなと思っています。正確な数字ではないものですから。一応ご参考にとということです。

大泉委員：アバウト8割というのはどこから出たの？

司会（高橋技術副参事）：：市町村毎にほ場整備の面積から赤がどれ位示すかを算出し、それを加重平均して求めて約8割という数字を出しました。

大泉委員：およそ8割ね。はい分かりました。

他どうですかね？委員の皆さん、前回の次の骨子、広報は子どもに作ったっていうけど、これどの子どもに、どういう子どもに配っているのですか。

司会（高橋技術副参事）：：多面的機能関係で、小学生とかが入って活動していますので、そういう子供のために小冊子「農業と農村のいろいろなはたらき」を配布している。

大泉委員：活躍している小学校の小学生に配っている。

司会（高橋技術副参事）：：そうです。

大泉委員：そっか。そういう人達は広報いらんのではないの。もう分かっているのではないの。

司会（高橋技術副参事）：言葉で言うよりもこういうものがあつた方が非常にたぶん重宝するかなと思います。

大泉委員：理解を深めるためにあるということね。分かりましたがいかがですか。時間一杯あつたので、十分に議論出来ると思っていたのですが、思いの外時間取ってしまった。すいませんでした。

それではお待たせをしました。多面的機能支払交付金事業 新田北部保全隊広域協定の意見交換に移りますが、高橋代表からお願い致します。

新田北部 高橋代表：先程説明したところから少し踏み込んで説明させていただきます。皆様にもこういう1枚綴りで説明を続けさせていただきます。先程皆さんに見て頂いた場所はここです。こちらに茶色い箇所がありまして、このところが大体40町で、昔の茂栗土地改良区という旧合併前が一つの改良区になっています。こちら側が伊豆沼です。伊豆沼の上流に内沼というのがこの辺。伊豆崎地区というのは遊水地で100町というのがこの囲いです。ここが旧伊豆崎土地改良区というところ。私が主に耕作している所はここで、飯島土地改良区というのがここになります。3つの土地改良区に3つの機場があり、50年位で経過し耐用年数がとっくに超えているので、機場の更新を早急にしなければならない。機場の更新を組合員の皆さんに賦課すると、大体反当たり10万円以上掛かる。10万円掛かるのであればほ場整備をした方が良くはないかとなったわけです。機場を全部組合負担させると、機場もある程度色んな事業で組合負担が4割とかそういうのがありますけれども、そういう形でまず1番最初にここはほ場整備をしましょう。ここがするならオラ方も混ぜてくれるということがあって、ほ場整備する前に土地改良区3つを1つにして、新田北部土地改良区になった。平成10年にほ場整備の採択を受け、工事が平成11年から始まりました。この流域面積の他にここにもあるがあるのですが、合わせますと大体220町で、今組合員数が161名というような組合でございますが、先程言いましたように弱小な組合でございますが、優秀な農家の方々ばかりです。この全地域の中で耕作放棄地は1枚もありません。その他に改良区で水利費の賦課をしていますが、賦課金等の未納金もありません。そのような改良区でございます。

約10年前に、JAみやぎ登米さんの方で環境保全米をしましょうということで、農林省が認可している14の農薬のポイントがありますが、その半分の7ポイントの農薬で米を作って消費者の皆さんに安心安全を訴えるお米を作りましょうということで、農薬を減らして作っております。そのような環境のための優しい農業を続けたためか、メダカも増えてきたというようなことでございます。それで茂栗ふるさと保全隊と品の浦環境保全連合会というのが、図面で茂栗が緑色で品の浦が青色のところとなっており、3月末まで活動していました。図面で虫食い状態があったのがこういう赤色の所です。こういう赤色の所の方々がやっぱり活動出来ないものですから、水路・畦畔・農道等が荒れるということで、改良区とすればなんとかしなければならぬ。じゃあ改良区に事務局を置いて、組合員の皆さんと一緒にやってみよう。そして農家ですからパソコン使うというのは私もあまり得意な方ではないのですが、パソコンを使うのは改良区の事務局でやってみよう。改良区も優秀な職員を高額で雇っているのですが、少なくとも1時間1,000円の事務手当を交付金の中から頂きましょう。福利厚生まで全部入れますとそれでは足りないのですが、ただ組合員が潤って頂ければ賦課金の未納金はないのです。そういう色んな別の方向からの発想で取り組んでいます。改良区が損しても、組合員が潤えば最終的には賦課金等が未納でなければ改良区は上手く回っていきます。年度末の3月に10人位未納金があると、会計の不足金が出ます。5月に賦課金ですから。4月5月というのが前の年の繰越金でやらなければダメだから。そのような厳しい綱渡りをしながら運営しています。この活動を実際にやってみますと、この辺で大体毎年子供会で子供達が夏休みに一番自由に行動するので、生き物調査します。子供達というのは今の農家の子供達というのは、私等小さい頃は田植えの頃は学校休ませられて手伝わされたのですが、今はもう機械化ですので田んぼに出てきません。だから自分の家の田んぼがど

ここにあるかも分からないし、水路の中にどういうものが棲んでいるのかも分からないというような都会の子供達と同じ様な生活をする子供達がこの辺の子供達になっていますので、そういうのはやっぱり上手くないのではないかとということで、農家の子どもであっても、地域の子どもであっても、ここに住んでいる限りは何が生きているか位は分かってもらった方が良いということで、生き物調査を1日します。その時に、何を見たかということで写生会をします。その後に生き物調査をして、どのように感じたかを作文を書いて頂きます。それが夏休みの宿題になります。その宿題とスケッチしたものを学校に一回上げるわけですが、その前に改良区で全部デジカメに撮らせて頂いて、作文はコピーさせて頂いて、それを元にして毎年1回3月に広報誌の1部を「子供達がこういう事を考えていましたよ」ということを地域の皆さんに、生き物調査で得たものをお知らせしています。多面的機能支払交付金の広報誌って真面目にやると全部草刈りか水路払いで面白いことも無いのです。地域の人達に「なんでこうなるの？」という話しなので、やっぱり子供達の活動を少し大きく取り上げた方が、地域の人達が「あっ、こういうこと子供達やっているのだ」というように捉えて頂いた方が意外と当たりが良いと思っています。私の方からは以上でございます。

大泉委員：はい。ありがとうございました。意見交換に移りますが、その前に事務局から多面的機能支払交付金事業の概要について、少し簡単にレクチャーしてもらいますかね。日本型直接支払制度。簡単で良いですよ。

司会（高橋技術副参事）：多面的機能支払交付金資料の上から3ページ、多面的機能支払事業は2つに分かれていて、1つは農地維持支払交付金とあとは資源向上支払交付金というものに分かれています。1つ目の農地維持支払交付金の方は、担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しする目的であり、活動内容としては、農地法面の草刈りとか水路の泥上げ、そういう基礎的保全活動に対して支援交付金として支援しているものでございます。

2つ目としましては、資源向上の支払交付金でございますけれども、これは地域資源の農地・水路・農道等の質的向上を図る共同活動でございます。内容は、水路・農道・ため池の軽微な補修。植栽による景観形成とビオトープ、あとは施設の長寿命化といいますか、施設の軽微の補修に留まらず、施設が路線的にも長いところなどを「施設の長寿命化」を図るために実施するもので、これにつきましても支援の対象だということでございます。

大体どの位の交付金かといいますと、市町村によって違いますけれども、基本的に農地維持支払交付金につきましては10アール当たり3,000円。資源向上支払交付金につきましては、長寿命化を除きまして2,400円ということです。合計反当当たり5,400円の交付金になっています。市町村によっては資源向上をやらないところもありますし、単価も下げてやっているところもありますので、その点は市町村の考えによってやっているという状況でございます。

大泉委員：はい。まずは上の方の農地維持3,000円の方は、ここに写真があるけど、こういった共同作業をやるわけですね。

司会（高橋技術副参事）：そうですね。

大泉委員：こういった共同作業…農地集積を後押しするためにやるのかい？これがよく分からないのだけども。こういう共同作業でなんか景観を維持しようというか、雑草が生えてきたのをちゃんと刈り取ろうねという話で、下の方の資源向上は、これは補修なのですか？

司会（高橋技術副参事）：補修ですね。あとは植栽による景観形成とかになります。

大泉委員：ビオトープ作り。子供達のさっき言った生き物調査なんていうのはどこに入るの？

司会（高橋技術副参事）：それは資源向上の方に入ります。この写真では水質調査になります。

大泉委員：委員の皆様にはこの2つの区別がなんとなく分かるけどもなんとなく分からないというかもしれないですけどね。こういう分類があると。それで先程高橋代表さんからあった長寿命化のための活動4、400円でしたっけ？あれがまだ付いてないという話があるのは、この資源向上支払交付金ですか。

司会（高橋技術副参事）：そうですね。3つ目の施設の長寿命化のための活動。

大泉委員：1番下ですね。

司会（高橋技術副参事）：資源向上支払交付金の中でも大枠で共同活動と長寿命化2つに分かれています。

大泉委員：向上支払交付金は2つに分かれるということですね。これは市町村の手挙げ方式ですか？「ウチはこれやらない」というのは。

司会（高橋技術副参事）：実施するかしないかは市町村さんの考えもありますし、実施される場合は組織さんの要望も踏まえながら市町村を通じて要望が上がってきます。

大泉委員：宮城県ではほぼ全ての市町村で手を挙げていますか。

司会（高橋技術副参事）：資源向上ですか？平成27年度は、農地維持は946組織、資源向上の共同は606組織です。

大泉委員：市町村は全部やっているのですね？宮城県では。

司会（高橋技術副参事）：多面的機能支払は35市町村中33市町村で実施しています。利府と女川は実施していません。

大泉委員：ということで、これ土地改良予算が減額された時に、水田や水路を維持しなければならないのは非常に重要な機能だったわけですけど、それをソフト事業でやろうという意図もあったのだろうと思いますが、こういう農村に住む方々の協力でもって農道や水田の法面を維持したり、あるいは補修をしたりというそのために付いている補助金でありますので、ですから共同が原則で、その共同を農家の人達がおやりになるというのが非常に大変なことだし、それから特に事務局のやり手がないというのが当初の課題としてあったわけですけど、この新田北部は珍しくというか土地改良区が率先して事務局をやったという、そういう所ですよ。

新田北部 高橋代表：私の方から。農地・水のと時からですね、品の浦環境保全連合会の庶務をさせられることになったのです。あの当時の書類というのはパソコンで出すのですけども、同じ事なのだけれど様式3つに分けて提出とか、まず面倒くさいのですね。それが4月に事業計画書を出して、3月に事業報告書を出すのです。3月は確定申告をしないといけないし、消費税の計算はしなきゃならないし、大変な時期にそれがあるのでね。やっこの多面的機能支払交付金になってからそういう様式が少し整備されて、枚数も5分の1くらいに減ったんですね。大変楽になりました。あの頃1回経験すると、一つの組織も全部の組織も私が理事長しているうちは大丈夫だなと思うようになったのです。要は米価が下がる一方の中で改良区の賦課金は上げられないので、どこからか農家が潤う手法を採って、とにかく賦課金の未納を無くして、その交付金の中で改良区がしなければならない仕事をしてもらえれば、それで良いのではないかと。それが一つの柱です。先程も言いましたように、うちの方は農地中間管理事業のモデル地区にもなってますね、担い手集積率は65%を超えています。そうなってくると、土地持ち非農家が増えてきます。けれども、受け手の人達は全部きちんと管理出来るかという出来ないのです。そうすると今まで一生懸命手を掛けてきた自分の土地が荒れていくのを毎日見ていくわけですよ。水路の法面の管理にしろ3回刈っていたのが2回しか刈れないとなってくるので、そういうふうになっちゃうのが目に見えてきますので、土地持ち非農家の人達でも1時間出れば1,000円、その他に機械代という形で、自分の土地というよりも地域の農地をきちんと守りましょうという考えのもとに協力してもらっていますし、地域の非農家の人達も生活道路は自分達毎日通ります。今、県道でも、草が繁茂して道路の方にはみ出す。そうすると段々高級車が汚れるのが嫌だからセンターラインすれすれですれ違ふと今度大変になる。それが生活道路でもっと大変になる。そういうふうになる前に、自分達で法面を刈っていたら良いのではないですかという話しですよ。

それと、先程言いましたように環境保全米という形で農薬は減らしましたが、法面を荒らしますとカメムシが繁茂します。カメムシが秋にお米にイタズラして黒いお米が出来ます。黒いお米が1,000粒のお米の中に3粒以上あると等外になります。お米の品質が下がるということで、値段が大幅に

下げられますから、出来るだけカメムシの被害を無くしたいのです。それをするためには農道・生活道路の法面の管理、それから県道の一部の管理までしています。

県道というのは県で土建業屋さんに刈って頂くのですが、ガードレールの下1メートル刈って終わりです。その下の法面は刈ってもらえません。その管理をしないとお米の品質が下がります。それを「隣接している人達だけでやってくれ」って言ったって労力的にはかなり無理なので、みんなで刈りましょうというような作業にしています。そのような形でお互い様、みんなで助け合いましょうという精神のもとに、地域が纏まっているというのは大変結構なことではないかなと思っています。

大泉委員：はい。どうですか？質問とかご意見あれば。

高橋専門委員：資源向上は600組織と言いましたけども、資源向上には2種類あるわけだね？

司会（高橋技術副参事）：はい。

高橋専門委員：共同活動と長寿命化対策と2つあるわけだけれども、600組織のうち実質どちらの方が多いのかな？

司会（高橋技術副参事）：共同活動の方が多いです。

高橋専門委員：逆を言えば長寿命化というのは宮城の場合は取り組みが多くはないのではないの？

司会（高橋技術副参事）：そうです。

高橋専門委員：それは何か意図があるのかな？例えば県でそういう誘導をしているのか、あるいは自発的に出してくる方々が少ないのかを聞きたいのだけど。どうなの？

大泉委員：誘導しているのだよね？共同からやらなきゃいけないって。

高橋専門委員：我々も知っているのだけれども、この多面的機能支払というのは法制化されたというのもあるんだろうけども、結構地域性を高めていくために重要だということで、他の県でもかなり取り組みが多いのよね。とりわけ多いのが、これから土地改良区が多くの関わり方をするであろうということで、今日、新田北部さんにお邪魔させてもらったのだけれども、そういう傾向が多くなっていくのだろうと思います。

大泉委員：そうだね。

高橋専門委員：そうした場合に、さっきの資料を見ると、結構レベルの高いことをやっている。具体的に言うと、5ページに農道の砂利敷き・点検作業・機能診断、こういうのは長寿命化の区域じゃないのかと思われるのだよね。そうした場合に、こういうものは別途加算出来る代物になってくる可能性が大きいのではないのかと。大きな声では言えないけども、ただ働きをさせているのではないのかと思われるフシがある。どんどん改良区が賦課金を下げていく、あるいは抑えていくためにも、この長寿命化対策というのは県ではしっかりと取り組んでもらいたい。我々土地連としてもこれは要望を申し上げてきているのでね。そうしないと土地改良区が全部を抱えていくというのは重い。そうするとこういう組織と協定を結んで、改良区と「ここを境目にしましょう」と。「ここから末端の部分は組織でやってもらいたい」ということをもし可能であれば、相当負荷は軽減される。それぞれの役割分担を分けるということだよ。そういう取り組みが実は新田北部さん以外に、例えば鶴田川だったり、あるいは旧迫川沿岸だったり、そういう丸抱えでやっていこうとするところは今研究していると思う。その時にお願いしたいのは、県の姿勢なのさ。長寿命化対策というのを今後どういう方向で進めようとするのか。やはり重要だということで予算を削られて、賦課金も上げられない土地改良区をどういう目線で見っていくのかということをお即答出来ないとすれば、前向きに検討するかどうかをここでお答えして頂きたいと思いません。

大泉委員：加藤さんある？

加藤委員：いいえ。

登米市 可野課長：登米市の長寿命化に対する取り組みですが、平成26年度までは宮城県さんで長寿命化対策の新規地区分の予算はありませんでした。それで土地連さんの指導と、県の東部振興事務所登米地域事務所の部長さんからの指導で、ただ予算は付けられないからというのではなくて、自分達の方から「こういう施設があって、改良区でも事務を担いながらこういう事業を展開して、多面的機能支払交付金を使いながら事業を展開させて下さい」ということを自分達自ら訴えなければダメなのですよということでした。土地連さんに何回も説明会を市内の改良区にして頂き、県の登米地域事務所の皆様方の応援を得ながら説明会等を繰り返して頂きました。自分達の方から要望していきましょうということで、特に新田北部の理事長さんは一生懸命で、平成26年の秋から一緒に集落説明会に出向いたりしたのですけれども、土地連さんの協力を得ながら、全改良区地区内の農地保存の広域協定を始めました。県内で初めてのケースと思われます。

それから今登米市内では、迫川沿岸土地改良区の米山地区というところで、約200ヘクタールの広域協定を今年から始めます。あと豊里改良区でも、今年から予定していたのですがなかなか合意形成に繋がらないので、来年に広域協定を始める計画です。自らの手で要望していけるように、宮城県さんと土地連さんの指導を受けて事業展開させて頂いています。宮城県さんの方でさらなる予算の獲得を目指して頂ければ、改良区さんの方でも、今理事長さんが言った総合的にメリットが出てくるし、農家の人もトータル的にメリットが出てくるので、長寿命化対策が入ってもらえると事業が推進できると思われ

ます。平成27年度は宮城県さんに登米市内の長寿命化の予算で約6500万の事業費を付けて頂きました。今後も予算の獲得をお願いいたします。今宮城県さんと土地連さんの指導の下に登米市は取り組んでおります。

新田北部 高橋代表：私のほうから一言良いですか？平成22年から改良区に対する交付金が大幅に下がったのです。その部分がどうしても出来ないで累積していたものが今度の多面的機能でやれるということで、早急にしなければならぬ箇所をリストアップして全部写真撮ってメーター測って、うちの方ではちょっと積算出来ないの、登米市さんの方をお願いして積算したら2億3000万円掛かると。とてもじゃないけど改良区破産しちゃうしということで、その2億3000万円のうちから1つでも減らしていきけるのは施設の長寿命化しかない。何で施設の長寿命化が宮城県、東北で1番最低の取り組みになっているか。他の県がもっと30%も取り組んでいるような所があります。それが何の原因でそういうふうに出遅れたのか。それから今ここで始まったのであれば、それを30%に近づけるためには宮城県では何をしなければいけないのか。これを考えてもらわなければならない。それを考えないでいくと、段々土地改良区が無くなっていきます。維持出来なくなりますから。そういうことを世知に考えて頂いて、出来るだけ長寿命化の方に取り組んでもらえるような、他の県と肩を並べるくらいの数値に上がる様な予算の配分から何から事務指導からお願いしたいと思います。

大泉委員：はい。

高橋専門委員：課長さん。

大泉委員：返答しますか。

佐々木課長：今お話しがありましたけれども、予算についてはたぶん詳しく皆さんご存じかと思います。限られた予算というか前年比で大体100%位の国からの配分ということで、やっぱり県の予算の中で限られた部分しかその予算では出来ない。では優先順位はどこからですか？という話しになれば、先程もお話ししましたように、共同活動を重点的にやっていくと。そういう農地維持支払に取り組んでいない所もありますので、そういう取り組みたいという所を優先的にそういう所からやっていかないと、底辺の拡大にならないという考え方があって、優先して配分している状況だと。そういう形があって、今改良区さんがおっしゃっているような施設の長寿命化ということになれば、我々としては優先順位がそういう底辺の拡大にあるものですから、必要だということは分かっております。そういったものを予算の中で底辺の拡大をした後に、そういうところも必要性が高い所・緊急性の高い所については、実態を把握してそこに予算を付けていくということになります。

高橋専門委員：予算が決まっていて、底辺を拡大して、それでやれるならやるというのは矛盾しているものね。基本的にね。それで過去において農地・水の時も単価を下げるという宮城方式を採ったでしょ？

そういう方法論も視野に入れて、一番合意が得られるもので進めるという方向を皆で決めていくという合議制でやってもらいたいよ。何を言いたいかという、一番大変なものをどこに置くかということで、大事なところは何なのというところをやっていくということと、今の最大公約数の部分というものの単価の妥当性を考えていかなければならないと思うのだ。これは県に意見を申すわけではないのだけれども、かつてそういう方法論により頭打ち状態で増やしていくとすれば、単価を下げるしかないということで英断して、宮城県では単独に4,400円を下げた2,200円にしたところもあったわけだから。そういうことも視野に入れていかないと、予算が限られてしまっているというのは、もうこれはかなり厳しい現実だから、「で、どうするの?」という時に、今のご回答では地元は満足出来ないというふうに思うのね。やっぱりもう少し方法論を幹事会だとかで議論すれば、そこに光を当ててもらわないと、県の一方的な方向だけでは、どうにも苦しいという現場の声を反映して頂ければなという思いで、あえてまた言わざるを得ない。

大泉委員：はい。ありがとうございます。これそもそもの主旨というのは、やっぱり公共事業代替なのだね。公共事業予算が無くなるので、それで農村に住まいする人達が自分達の資源を維持するために長寿命化だとか、あるいは資源向上だとかということを図っていくのだけど、それはだから皆で共同しなきゃ出来ないでしょというので、共同作業だとか農地維持支払だとかということも付けて。だから確かに共同をやらなきゃ長寿命化いかないというのは正しいのだけど、ロジックとすれば正しいのだけど、そもそもの目的というのは公共事業代替だから、そこを忘れちゃって長寿命化いかないというのは、実は本末転倒になっちゃうので。今、多面的機能に関しては、表面的に見るとこればらまきだと思われているのだ。皆に。「こんなばらまき予算いらんではないか」って言われているような代物で、「実はそうじゃないのだよ」というのは、この共同作業に目にチラチラするのに捕らわれて「この水路農道予算に土地改良施設どうするのだ」という話しが空洞化しちゃっているのだよね。ここが非常に必要なのだということを言っていけないといけないのだけど、それを忘れちゃうと大変なことになっちゃうよね。ただ水質生物の調査だとかをやっていれば良いんだみたいな話しで終わっちゃう話しでは実はないのだよね。だからやっぱり長寿命化を少し強く推進していくと同時に、このへんの予算は日本の国土保全に重要なのだということを言いたいだけだね。

加藤専門委員：先生はい。

大泉委員：はいどうぞ。

加藤専門委員：私も午後からずっと言いたかったのですよ。私も土地改良区長いものですから。やはり国土保全という見地からこれは非常に大事なこと。今専門委員も言っていましたけども、それは地域性もありますけども、それを一般改良区が分かっていたか？それが一番大事なのかなと今つくづく感じます。環境保全米とかそういったものを作る場合における中間管理機構の問題も入ってくるのですけども、今は担い手という法人化という問題、ここでは法人にならないでしょ？まだ。ここですと2法人で

済みますよね？200町だから。農地が集積されて法人化になるのですよ。それでもう3人で田んぼ100町、150町やる。ですから畦畔の草刈りとかする余裕がないの。そうしますとこういった組織が大事で、地域の人達が守ってあげましょうというのがこれから貴重になってくる。ですから70歳だろうが80歳だろうが「あそこに花壇作るから花を植えて楽しみましょうよ」とかね、2番目の資源向上みんなで協力しましょうとか、色んなやり方あると思うのですよ。ですから、事務を改良区でやると。事務局最悪だと思いますよ。私の方なんか約1千町。改良区でやったのですけどね、本当に最悪でした。手当はあげません。でも今は全部各集落に下ろしますけどね。いずれはやはり改良区が主体性を得て下ろしていくという方向性で頑張ってください。

大泉委員：はい。ありがとうございました。他どうですか？

新田北部 高橋代表：ほ場でもお話ししましたが、農業従事者が高齢化になってきている。5年後10年後の事を考えると恐ろしくなるのです。ある日突然体調を崩して「私もう農家出来ません」ですとか、80歳になるとほとんどでしょうね。80歳になって現役というのはスーパーマンでないと出来ない。そういう方々が5割以上もいると当然担い手の方に集中してきますね。農地は。その時に、「じゃあ畦畔の管理は誰がするのですか」というのが必ず出てくるのです。

大泉委員：あるいは水路の維持とかね。

新田北部 高橋代表：だから多面的機能支払交付金事業というのは私大歓迎なんです。だから高齢化になった以上、もう少しきちんと形を作って頂きたいと思うのです。未だに連携が見えないというのであれば、なかなか不安が拭えないというところがあります。

大泉委員：80歳の方がやれるとしたらスーパーマンだというのはその通りなのですが、今全国に農業形態と言われている販売農家プラス法人が137万あって、これ15年後に40万に減っちゃうというシミュレーションで、137万の販売農家のうち、米で販売しているのが100万戸。100万ちょっと割ったかもしれないけど、それが15年後には10万になっている。つまり10分の1になるという。だからこの地域で実際に農業をやる人は10分の1になる。15年後には。そういう状態ですから、そうすると誰がこの260ヘクタールを維持管理するのかというのが深刻な課題なのですよ。多面的機能を皆でやるとしたら、その仕組みを早く作っておかないと、出来るわけはなくなっていくとかね。大変なことになるのですけどね。

はい、どうぞ。課長さん。

佐々木課長：進め方としましては、先程高橋専門委員の方から話しがありましたように、色んな意見交換をする場があります。幹事会ということで。市町村さんもそのメンバーに入っていて、発言する機会も沢山ありますので、そういったところを使ってですね、そういう意見を集約して進めていきたい。是

非その時は市町村さんにそういう発言をして頂かないと、なかなか上手くコミュニケーションが図れないような場合もありますし、市町村さんによっては単価を、先程高橋専門委員さんが言いましたように、地方裁量を使っている所もありますので、そういうことをその場で他の方に話しして頂く機会などを設けながら、これからそういう長寿命化に関係する分については話し合いを進めさせて頂きたいということでございます。

司会（高橋技術副参事）：いいですか。課長がその話したのですけども、事務レベルの話をちょっとさせて頂きたいと思います。農地・水から多面的機能になって、今法制化になったということで、当初は多面的機能支払が出来る前、国の方からの説明では、国としても80%位農地維持をやっていきましようということで謳ったのですけども、この頃は国の方でも特に何%という目標はほとんど示していない状況でございます。去年法制化になったということですが、法制化になったと言いつつも予算が対前年100%なのです。宮城県は多面的機能については約60%位で推移しているのですけども、他の所は50%位でまだまだやっていない所が一杯あるのです。しかしながら国の予算としてもまだ対前年比100%となると、国としてもどのように予算を確保していったら良いのだというところが非常に問題だということで、今年度になってから国の方から文書が来まして、長寿命化につきましては、優先順位を付けて予算を使ってくれないかと。あくまでも農地維持等とかをまず優先順位にして、長寿命化については県の中で優先を付けてその中で採択してくれという文書が来ていますので、なかなか国ベースとしても非常に厳しい状況だということをご理解頂ければと思っております。

大泉委員：これね、先生方が要するに土地改良施設の老朽化についての問題意識があまりないのだよ。米価に関してはあるけど。あの先生方が何故無いかという話をやらなければならないのよ。だから農水省は100%で横ばい予算付けるわけですよ。もっと言えば「多面的機能なんてばらまきだ」って言われているのだからね。そしたら上げるわけにもいかないわけよ。そういった考え方の違いを錯綜しているからそうなっているのね。だから実際にやっている方は「向上って大変だよ」ということを米価要求じゃなくてさ、こっちの方の要求でやっていく。これは直接支払なのだから、価格は下がって直接支払でもって補てんしていくというのは、これは世界的にオーソドックスな農政方針なのだからね。

6,100万円登米で付いたというけど、これ1,000ヘクタールくらい？何ヘクタール位だろう？2000ヘクタール位あるのですかね？

登米市 可野課長：面積ではなくて要望に対して事業量ベースで付けて頂きました。

大泉委員：事業量ベースで？そうするとバラバラに入るのですか？その配分はどうしているのですか？

登米市 可野課長：その各組織からの要望量に基づいて、県の方から登米市に配分してもらって各組織に下ろしています。

大泉委員：そう。入っている組織もあるんですね。長寿命化予算がね。

登米市 可野課長：27年度から付けて頂いております。

大泉委員：たまたま新田北部を今日お招きしたのは、事務局が「そういう話しをせよ」という。「長寿命化に関する要望をせよ」というそういう意図があるのかと。

文屋専門委員：良いですか？

大泉委員：はいどうぞ。

文屋専門委員：私もこの委員会に参加することによって、農業というものをしながら勉強させてもらっていると私は思っているところがございます。その中で、自分もいたずらで米を作ってみたいということやっているものですから、そういった意味で農業というのも大変だなと実感している一人でございます。その中で農業というのは、先程から言っているように、人に与える多面的な要素というか、そういうもので大事なものだということは十分分かっているものだと思いますが、そこでこういう立派な資料が出来ているので、これを利用させてもらうことは出来ないのでしょうか。例えばこの資料を何部か欲しいということは。

司会（高橋技術副参事）：専門委員さんは保全隊の活動をされていますので、これを使って活動してもらえればありがたいと思っております。

文屋専門委員：子どもは小学校4年生を対象に毎年川に入って動植物調査といいますか、魚釣りというようなことをやらせて、関心を持ちながら肌で触れさせるような行動をやって、そうしますと当然父兄も一緒に付いてきますので。父兄といいますと小学生ですから30代40代の父兄でございます。まだまだ若いです。私らは先程言ったように高齢化社会にもう入っている70代でございますので、いつまで続けられるのかなと思いつつも、そういった意味で次世代に少しずつ意識を持っていきたいなど。こんなふうに思います専門委員とすれば、そのようなところも指導員という形で幾ばくかのお手伝いをさせて頂ければと思っておりますので、是非こういう資料を提供させて頂いて、我々の関係している地域の中でもアピールさせて頂ければと思います。

司会（高橋技術副参事）：文屋専門委員さん、車でお越しであれば、早速でございますが、何部って言ってもらえれば今日お渡ししたいと思います。

文屋専門委員：ありがとうございます。

大泉委員：良いことですよ。他にどうですか？そろそろ時間も仙台に戻らないといけない時間になって参りましたけども。

今日は多面的機能の長寿命化に関して集中的に議論した感じですけど。何度も言うようで申し訳ないのだけど、「多面的機能というのは農業にあるよ」って言うっちゃうと、「じゃあ工業にだって多面的機能あるよ」と言われちゃうのだよね。だから多面的機能の中身をしっかり何の為にやるのかということを上手く考えていかないといけないのではないのかなという気がしますので、手段と目的を間違えないように是非お願いしたいなと思っております。

庄子委員：一つだけ良いですか？

大泉委員：はいどうぞ。

庄子委員：農地の集約化が将来進むと、例えば今やっている共同活動の部分というのは、いかに非農家の方とか若い人とかに参加してもらわなければいけないと思うのですが、そのための工夫みたいなのは、現場ではどうされていらっしゃるのですか？

新田北部 高橋代表：いかに集落の皆さん全員の参加を進めるかということですか？

庄子委員：はい。

新田北部 高橋代表：始まったのは行政区長さんの下で始まったわけですから、集落皆様のご案内ですね。昔からお盆には農道の清掃活動などというのは全部区長さんが主導でやっているのです。そのような形で区長さんを通して農地・水が始まったわけなのです。集落をまとめているというのは区長さんで、区長を下に始まったということで、集落全体での活動というのが意識の中に出てきたんですよ。そこから今まできているので、我々は集落という認識はあるのですが、次の世代、私にも子どもが居ますけど、先程バスの所でお話ししましたが、次の世代というのはここで生活していないのです。仙台とか他で生活してこっちに住んでない二重生活みたいなものですが、そういう次の世代にどのようにして集落という地域の保全活動を継承していくかということですよ。先程文屋さんが言ったように、子どもを巻き込んだら親が付いてくる。そのような形でとにかく接点を余計に設けるというのが一番良いのではないかと。親目線で子どもに言ったってもう聞く年ではございませんので、孫を先に引っ張り出して、親を同じ土俵に連れてくという色んな啓蒙活動をしながら共通意識を持つというのが大切じゃないのかなと思っています。

登米市 可野課長：いいですか？

大泉委員：はいどうぞ。

登米市 可野課長：私から現実を。若い方々は今行事が大変多いのです。子育て世代の方々は、PTAとかスポ少とか野球・サッカー・バドミントン・テニスとか様々なスポーツ活動が多くて、土日がほとんど無いのですね。でも土日に共同活動を行って、大体は5時からとかの作業になっているのです。だからこの様に多様化される生活習慣になってきたことで、高齢化と若い世代の人達の時間的にいろいろな用事のところの接点で、もうすぐ大変な時期をたぶん迎えつつもある事業なのかなと。今はなんとか朝早く出てもらってというか、そういうところで何とか現実的には凌ぎあっています。そういう一面もあります。

大泉委員：実はこれが一番難しいのだよね。共同をどうやって作り上げるかってね。だから共同で施設の長寿命化って、長寿命化は誰か居ると出来ちゃうから。

高橋専門委員：やっぱりこれからのことを考えれば、さっきからも将来の方向というのは限りなく高齢化と少子化で人口減少が進むということと、多様性、それからジェネレーションギャップもある中で、これが仮に制度が法令化したり、交付金ということでお金が来たりしているというのは、それを守れるかどうかという地域力だわね。そうした場合に、そこに住んでいるだけの人達だけでやるのは限界感があるのだと思います。だから何を言いたいかという、NPOとか外部からの人間とどのように交渉して位置付けていくかというような、他の力をどのように入れるかというのがこれから重要なことになっていくだろうと。NPOに非常に限りなく近いものって土地改良区なのです。土地改良区は何度も言いますが水と農地を守っていかなくちゃならない。水と農地というのは生産の場であって、生活の場である農村の根本でしょ？だからそこを守るということは、自ずと土地改良区を守るということと同義語なのです。そこのところを卑しくも我々土地改良に関わる人間であれば、それを第一に考えていくというのを主軸に置いてもらいたいって言っているわけね。委員長もそれに似たような事を言っていますけども。そうした場合に、自分達だけで守れるというのはもう限界感があるというのは自ずと分かってくるので、どこかと協定を結ぶ。例えば建設業者とも協定を結ぶとか。災害の時の有事の時ばかりではなく、平常時の協定の有り様というのを検討してもらいたい。そういうことが無い限り「頑張れ頑張れ」って外から言って入っていくのだけど、日常的に守るといふことの継続性というのは非常に不安になってきているはずだから、そこをどう守っていくのかという、金と法律だけでは守れない。是非検討してもらいたいと思うのは、そういう新しい血を入れる方法論ね。それをやっていかない限りは無理だと思う。個人的な意見ですけど。

大泉委員：そうだと思いますよ。この新田の所にはPTAが入っていましたがNPOが入ってなかったのです。入る余地はあるのかなと思っていたのですけど。とにかくどんな人でも参加して一緒にやれる人をどんどん巻き込むというのが大事なのだろうと思いますけど。

他どうですか？そろそろ仙台に戻りますか？

司会（高橋技術副参事）：時間も押していますので。

大泉委員：良いですか？ではここで閉会を致します。事務局にお返しを致します。

司会（高橋技術副参事）：大泉委員長様、ありがとうございました。

本日の意見交換の内容を踏まえながら、今後事業に役立てていきたいと思っております。

なお、本日の意見交換会の議事録は公開となりますので、事務局で作成したものを後日メール又はFAXで送付致しますので、内容を確認して頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

以上をもちまして、本委員会の意見交換会の部を閉会致します。皆様、ご苦勞様でした。

次回は、10月下旬頃に開催したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。